

直轄工事区域に係る海岸の安全利用点検に関する実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、安心して海岸を利用していただくという観点による点検（以下「安全利用点検」という。）に関して必要な事項を定め、海岸やその周辺の安全な利用に資することを目的とする。

(適用)

第2条 この実施要領は、直轄工事区域を所管する事務所長（以下「事務所長」という。）が実施する安全利用点検に適用する。

(安全利用点検実施計画)

第3条 事務所長は、安全利用点検の実施にあたって、あらかじめ第4条の内容を記載した安全利用点検実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、点検を実施するものとする。

(安全利用点検実施計画の項目)

第4条 実施計画の策定にあたっては、次条から第7条に定める次の各号の項目を定めるものとする。

- 一 点検対象
- 二 安全利用点検の項目
- 三 実施時期

(点検対象)

第5条 安全利用点検の点検対象は、海岸法に基づき事務所長が工事を施行することとされている区域に存する施設（仮設物を含む。）及び砂浜を対象とし、次の各号については重点的に実施する。

- 一 人工海浜（突堤（ヘッドランド含む）又は堤防・護岸と養浜の組み合わせで整備された海岸）（原則として汀線より陸側とする）
- 二 海水浴場等として、日常的に利用されている海岸

(安全利用の点検項目)

第6条 事務所長は、点検対象の利用状況（利用の頻度、使われ方等）並びに危険の発生する可能性（流水・波浪の作用による陥没発生のおそれ、転落等のおそれ）及びその発生頻度、自らの点検体制（人員・機材の配備体制）を勘案して、安全利用点検の項目を定めるものとする。

- 2 安全利用点検は、利用者の人命に重大な危険を生じさせない観点から、前項に定める項目について、目視若しくは指触又は鉄筋棒などによる砂浜の陥没点検等によって行うものとする。

(実施時期)

第7条 事務所長は、海岸の利用が本格的に行われる時期を中心に、海岸巡視時及び高潮、津波等の発生後に実施する臨時点検時に砂浜等の異常な変状が確認された場合等、必要に応じて年間を通じ安全利用点検を実施するものとする。

(利用者の視点)

第8条 事務所長は、安全利用点検の実施にあたっては、関係機関や海岸協力団体、周辺自治会等と協力して行うなど、利用者の視点を取り入れるものとし、海岸を利用した公園等の占用施設の管理者等がいる場合については、情報交換を行うなど連携して点検を実施するものとする。

(安全利用点検に基づく措置)

第9条 事務所長は、安全利用点検の結果、利用者に対する重大な危険又は支障があると認める場合は、次のような措置を講じるものとする。

一 応急措置

対策が必要な箇所の立ち入りの制限等、危険を回避する応急措置を実施及びその旨を一般に周知する。

二 詳細点検

目視点検等では不十分と認める場合は、詳細点検を実施する。

三 対策検討及び実施

点検の結果、対策が必要な箇所と認める場合には、適切な対策（利用者への注意喚起看板の設置などを含む。）を実施する。上記の対策をしても利用者の安全な利用が確保できないと判断する場合は、立ち入り禁止措置を講じるものとする。

(公表)

第10条 事務所長は、安全利用点検の概要について公表するものとする。

(記録の作成)

第11条 事務所長は、安全利用点検の結果を記録するものとする。

海岸の安全利用点検に関する実施要領（案）

本実施要領（案）は、海岸法により海岸を管理する者が行う海岸の安全利用点検に関する標準的な実施要領の例であるため、現地の状況等により、適宜追加、削除等を行い、海岸の安全利用点検の実施の参考にされたい。

（目的）

第1条 この実施要領は、安心して海岸を利用していただくという観点による点検（以下「安全利用点検」という。）に関して必要な事項を定め、海岸やその周辺の安全な利用に資することを目的とする。

（適用）

第2条 この実施要領は、海岸法により海岸を管理する者（以下「管理者」という。）が実施する安全利用点検に適用する。

（安全利用点検実施計画）

第3条 管理者は、安全利用点検の実施にあたって、あらかじめ第4条の内容を記載した安全利用点検実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、点検を実施するものとする。

（安全利用点検実施計画の項目）

第4条 実施計画の策定にあたっては、次条から第7条に定める次の各号の項目を定めるものとする。

- 一 点検対象
- 二 安全利用点検の項目
- 三 実施時期

（点検対象）

第5条 安全利用点検の点検対象は、海岸法に基づき自らが管理することとされている区域に存する施設（仮設物を含む。）及び砂浜を対象とし、次の各号については重点的に実施する。

- 一 人工海浜（突堤（ヘッドランド含む）又は堤防・護岸と養浜の組み合わせで整備された海岸）（原則として汀線より陸側とする）
- 二 海水浴場等として、日常的に利用されている海岸

（安全利用の点検項目）

第6条 管理者は、点検対象の利用状況（利用の頻度、使われ方等）並びに危険の発生する可能性（流水・波浪の作用による陥没発生のおそれ、転落等のおそれ）及びその発生頻度、自らの点検体制（人員・機材の配備体制）を勘案して、安全利用点検の項目を定めるものとする。

- 2 安全利用点検は、利用者の人命に重大な危険を生じさせない観点から、前項に定める項目について、目視若しくは指触又は鉄筋棒などによる砂浜の陥没点検等によって行うものとする。

(実施時期)

第7条 管理者は、海岸の利用が本格的に行われる時期を中心に、海岸巡視時及び高潮、津波等の発生後に実施する臨時点検時に砂浜等の異常な変状が確認された場合等、必要に応じて年間を通じ安全利用点検を実施するものとする。

(利用者の視点)

第8条 管理者は、安全利用点検の実施にあたっては、関係機関や海岸協力団体、周辺自治会等と協力して行うなど、利用者の視点を取り入れるものとし、海岸を利用した公園等の占用施設の管理者等がいる場合については、情報交換を行うなど連携して点検を実施するものとする。

(安全利用点検に基づく措置)

第9条 管理者は、安全利用点検の結果、利用者に対する重大な危険又は支障があると認める場合は、次のような措置を講じるものとする。

一 応急措置

対策が必要な箇所の立ち入りの制限等、危険を回避する応急措置を実施及びその旨を一般に周知する。

二 詳細点検

目視点検等では不十分と認める場合は、詳細点検を実施する。

三 対策検討及び実施

点検の結果、対策が必要な箇所と認める場合には、適切な対策（利用者への注意喚起看板の設置などを含む。）を実施する。上記の対策をしても利用者の安全な利用が確保できないと判断する場合は、立ち入り禁止措置を講じるものとする。

(公表)

第10条 管理者は、安全利用点検の概要について公表するものとする。

(記録の作成)

第11条 管理者は、安全利用点検の結果を記録するものとする。